

●臨時的任用職員●

公開日	令和7年6月11日水曜日
職 種	臨時的任用職員(産休代替実習助手 農業)
人 数	1名
報酬等 (見込)	○給料(月額、教職調整額を含む) 217,256 円～346,528 円 ※給料は上記の範囲内で、経験年数等を考慮し決定 ○地域手当 給料、扶養手当の月額合計額に支給割合(3.2%)を乗じて算定 ○教員特別手当 経験年数等によって決定された号給に基づき算定 ○通勤手当(片道通勤距離2km 以上が支給対象) ・自家用車等による通勤の場合 月額30,700円を上限に、通勤距離に応じた額を支給 ・公共交通機関利用の場合 最も長い期間の定期券等の額等を実費支給 ○その他諸手当 ・産業教育手当、給料月額の7%に相当する額を支給 ・所定の要件を満たす場合に、扶養手当、住居手当を支給 ○期末手当・勤勉手当 基準日(6月1日及び12月1日)における在職期間等に応じて支給 ○退職手当 勤続期間が6ヵ月未満の場合は支給なし
雇用期間	令和7年7月28日～令和7年11月16日(延長の可能性あり)
勤務時間	月から金曜日の週5日間勤務。 勤務時間8:20～16:50(休憩時間:11:50～12:00、12:50～13:25) (長期休業中の休憩時間:12:05～12:50) ※ただし、学校行事等で土・日・祝日に勤務する場合があります。
勤務場所	香川県立笠田高等学校
加入保険	公立学校教員共済組合(短期給付) 厚生年金保険 公務上及び通勤途上の災害については、地方公務員法災害補償法の適用あり
問合せ先	香川県立笠田高等学校 TEL:0875-62-3345 担当:野々村 孝
募集期間	令和7年6月11日(水) ～
備 考	教職員互助会に加入
・女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条第1項に規定する「臨時的任用の産休代替実習助手」として任用されます。 ・次の地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない者に限ります。 (ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (イ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・農業実習の補助業務を行う。農場での授業や教育活動の準備、補助を行う。その他、学校内の業務(校務分掌業務)を行う。 ・農業についての知識や過去に農業の経験のある方が望ましい。学校での勤務経験があれば尚よい。 ・必ずハローワークを通じて応募してください。 ・応募多数の場合、募集期間を切り上げて締め切ることがあります。 ・面接及び書類による選考を行います。面接の時間等については、応募後、電話にてご連絡いたします。	